

平成28年6月3日

厚生労働大臣 塩崎恭久様

子ども・子育て支援新制度のもと、子どもの健康と安全の確保のために
看護師等の保育施設への配置に関する要望書

一般社団法人 全国保育園保健師看護師連絡会
会長 並木由美江

全国保育園保健師看護師連絡会では長年にわたり、厚生労働大臣に宛てて「全ての保育所に、保育士定数外の看護師等の配置を」と要望し続けてまいりました。

保育所保育指針に合わせて出された「保育所における質向上のためのアクションプログラム」（2008年）では、子どもの健康と安全の確保のために「看護師等の専門的職員の確保の推進」がうたわれました。しかし未だ4割程度の保育所配置に留まっています。

先の「保育園落ちた」の投稿から待機児童問題に対する社会的関心がさらに広がりました。平成27年から始まった子ども・子育て支援新制度のもと、小規模の保育所が増えている一方で、定員500～600名という大規模な保育施設の設置が進む所もあります。

政府は3月、待機児童解消に向けた緊急対策として、基準緩和による受け入れを自治体に要請しています。認可保育所の保育士配置基準や保育室の面積基準は国が定めた最低基準であり、それでは保育の質を保つことができないため、自治体が独自に上回った基準で保育しているのが現状です。そうしたなか本年3月、4月には東京と大阪の認可外保育施設で、共に1歳男児が死亡する事故が発生しました。子どもの命を守り、成長を見守るためには、保育の質をさらに充実させる施策が必要となっております。

心身ともに成長発達途上にある乳幼児においては、感染症対策、食物アレルギー児への対応、睡眠中の見守り、体調不良への対応等、健康および安全に関する対応は最も重要な課題となります。特に現在、保育所の待機児童のほとんどが3歳未満であり、保育所の低年齢児の比率は増えています。保護者から大事なお子さんを預かり、清潔で安全な環境を作り、健康と成長発達を促し、けがや体調不良にも適切に対応するためには、看護師等の配置が欠かせません。また昨今入所希望が増加している障害児や医療的ケアを必要とする児の保育所受け入れや対応において期待されるのも看護師等の配置です。

保育ニーズが高まる中、保育所で働く看護師等は、子どもと保護者への健康支援、職員への保健指導など施設内での役割とともに、関連諸機関との連携や地域の子育て相談

など幅広い保健活動を担っています。また子どもと家庭に最も身近な医療職として、子どもたちの健やかな成長に資する活動を続けています。その専門的な役割を、全国のすべての保育所に広げる必要が今こそあると考え、以下要望します。

- 一. 全ての保育施設に、看護師等の配置を望む
- 二. 看護師等の配置にあたっては保育士定数外とすること